

社会保険法判例

堀 勝 洋

障害福祉年金の国籍要件が憲法や条約などに違反しないとされた事例（塩見訴訟控訴審判決）

大阪高等裁判所第2民事部昭和59年12月19日判決（昭和55年（行コ）第52号国民年金裁定却下処分取消請求控訴事件）

I 事実の概要

控訴人X（原告）は、昭和9年6月25日大阪市で出生し、幼少の時罹患したハシカによって失明し、経過的障害福祉年金の廃疾認定日¹⁾である昭和34年11月1日当時全盲であり、国民年金法別表に定める1級に該当する程度の廃疾の状態にあった。Xは、この廃疾認定日当時韓国籍にあって日本国籍がなかったが、その後日本人の夫と婚姻し、昭和45年12月16日帰化によって日本国籍を取得した。

Xは、国民年金法に基づく障害福祉年金の資格者であるとして、被控訴人Y（被告、大阪府知事）に対し国民年金障害福祉年金の裁定請求をしたところ、Yは昭和47年8月21日却下する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

Xは本件処分を不服として、大阪府社会保険審査官に対して審査請求をしたが、昭和47年11月30日棄却された。さらにXは、社会保険審査会に対し再審請求をしたが、これも昭和48年7月31日棄却された²⁾。

そこでXは、大阪地方裁判所に本件処分の取消しを求めて出訴した（昭和48年（行ウ）第87号国民年金裁定却下処分取消請求事件）が、同裁判所第2民事部は昭和55年10月29日、原告の請求を棄

却する旨の判決を下した。

そこでXは、大阪高等裁判所に控訴したが、本判決は以下の判旨のとおりXの控訴を棄却した。

Xは、昭和59年12月28日最高裁判所に対して上告した。

II 判 旨

1 「法（筆者注一「国民年金法」を指す。）81条1項の規定による障害福祉年金の支給については、法56条1項ただし書の定める国籍による制限があり、廃疾認定日（法施行日）たる昭和34年11月1日において日本国民でない者には右障害福祉年金を支給しないとするのが法の趣旨であり、かつ、控訴人は右日時において法にいう『日本国民でない』者に該当する者であると解すべきものである。そして、被控訴人の本件処分は、控訴人が廃疾認定日たる昭和34年11月1日において日本国民ではなかったことを理由とするものであることは成立に争いのない甲第1号証によって明らかであるから、国籍要件を設けた法の定めが違憲・無効でないかぎり、被控訴人の本件処分は適法なものとなるというべきである。」

2 「法81条1項の障害福祉年金が法第56条1項ただし書によって日本国民でない者に支給されないものとされていることや、整備法（筆者注一「難

民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」(昭和56年法律第86号)を指す。)による法の国籍要件に関する規定の削除の効力が整備法の施行日より前に遡及しない旨を明記した同法附則4, 5項の規定が置かれたことや、右障害福祉年金が元からの日本国民には支給されるが、廃疾認定日である昭和34年11月1日より後に帰化によって日本国民となった者には支給されないことは、それぞれ、合理的な理由があり、いずれも憲法の前文第2段第2, 第3文及び11条, 13条, 14条1項, 25条の各規定に違反するものではなく、また、条約その他の国際法規に違反するものではない。」

3 「そうすると、被控訴人のなした本件処分は適法であるというべきであり、控訴人の請求を棄却した原判決は結論において相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却する」

III 解 説

1 障害福祉年金の国籍要件

本件訴訟は、全盲の障害者であるXが、帰化により日本国籍を取得したにもかかわらず、廃疾認定日において日本国籍を有しなかったことを理由として、障害福祉年金の裁定請求が却下されたために提起されたものである。

そこでまず、本件処分が行われた当時の国民年金法(以下「法」という。)の国籍要件と、Xについてのこの国籍要件の適用関係について、以下解説を加えたい。

(1) 法第7条は、国民年金の被保険者を日本国民に限り、また、法第9条は、日本国民でなくなったときに国民年金の被保険者資格を喪失すると規定していた。したがって、拠出制の国民年金については、被保険者になる途が閉ざされていたため、外国人がその給付を受けることは不可能であった³⁾。ただし、年金の受給権を取得した後日本国民でなくなっても、失権する規定は設けられていなかった。

(2) 福祉年金の支給を受けるためには、日本

国民である必要があることが規定されていた(たとえば、法第56条第1項, 第61条第1項, 第79条の2第1項)。また、障害福祉年金については、受給権者が日本国民でなくなった場合には失権する旨の規定が設けられていた(法第59条)。

(3) 本件訴訟の対象となった障害福祉年金には幾つもの種類がある(たとえば法第56条, 第56条の2, 第57条, 第79条の3, 第81条)が、そのいずれもが法第56条第1項の障害福祉年金を支給するものであると規定していた。したがって、第56条第1項ただし書の国籍要件がこれらすべての障害福祉年金についても適用されると解された。また、日本国民でなくなったときに障害福祉年金が失権するという法第59条の規定も、これらすべての障害福祉年金に適用があると解された。

(4) Xに一応適用があると解されたのは、法第81条第1項の障害福祉年金である。この障害福祉年金は、福祉年金に関する国民年金の規定が施行された昭和34年11月1日において20歳を超える者が、同日以前に治った傷病によって、同日において1級の廃疾の状態にあれば支給されるもので、Xはまさにこの要件に該当していたと考えられる。

しかし、前述したように、第81条第1項の障害福祉年金についても第56条第1項ただし書の国籍要件が適用されることから、Xが国籍要件を満たしていたかどうかが問題となる。法第56条第1項のただし書は、廃疾認定日において日本国民でない者には障害福祉年金を支給しないと規定していたから、Xが廃疾認定日において日本国民でなければ障害福祉年金は支給されない。

(5) 法第81条第1項の障害福祉年金の廃疾認定日については、二つの解釈が可能である。一つは、昭和34年11月1日において1級の廃疾の状態にあることを同項が定めているところから、同日を廃疾認定日と解するものである。このように解すれば、同日においてXは日本国民でなかったからXは障害福祉年金の受給権がなかったことになる。

もう一つの解釈は、法第30条第1項が「初診日から起算して1年6月を経過した日(その期間内

にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至った日を含む。）」を廃疾認定日と定義しているところから、Xについてもこの日を廃疾認定日とするものである。このように解すれば、昭和9年生まれのXが幼少の頃失明したとすれば、その廃疾認定日は少なくとも終戦前であると考えられ、その当時朝鮮は日本国であり、Xは廃疾認定日において日本国民であったことになる。

第1審判決および本控訴審判決は、昭和34年11月1日を廃疾認定日と解し、同日において国籍がないことを理由としてXに障害福祉年金の受給権がないと判示しているが、これは前者の解釈を採用したものである。

しかし、廃疾認定日について後者の解釈を採ったとしても、Xは障害福祉年金を受給することはできないと考えられる。というのは、法第59条が受給権者が日本国民でなくなったときは障害福祉年金の受給権は消滅すると規定しているからである。Xが昭和34年11月1日に法第81条第1項の規定に該当して障害福祉年金の受給権を取得したとしても、同日においてXは日本国民でなかったため、第59条の規定により失権したと解釈されるからである。

(6) Xは、昭和45年12月16日帰化によって日本国籍を取得したが、障害福祉年金の国籍要件が廃疾認定日において必要とされ、かつ法第59条による失権は復活することがないからXが帰化しても障害福祉年金を受給することができないと解される。

(7) その後、いわゆる難民条約の批准を契機に⁴⁾、「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」（昭和56年法律第86号。以下「整備法」という。）が制定され、昭和57年1月1日から国民年金法などの国籍要件が撤廃され、外国人も国民年金に加入することができるようになった⁵⁾。また福祉年金についても同日以後に受給権を取得すれば支給されることになったが、同日前に福祉年金の不支給事由が生じたものについてはなお従前どおり支給されないこととされた⁶⁾。したがって、

整備法が制定されてもXは障害福祉年金の支給を受けることができるようにはならなかった。

以上のように、Xは障害福祉年金を受給することができないと解されたが、Xは国民年金法等の解釈上も受給できると主張した。これに対し、本判決は判旨の1に引用したように受給できないと判示した。しかし、本稿ではこの解釈に関する争いについてはこれ以上触れず、障害福祉年金の国籍要件が憲法や条約に違反するかどうかという問題に限定して、以下解説を加えたい。

2 国籍要件と憲法第25条

Xは、国民年金法の国籍要件に関する規定および整備法附則第5項の規定は、憲法の前文第2段第2、第3文⁷⁾、第11条（基本的人権の享有）、第13条（個人の尊重）、第14条第1項（法の下での平等）、第25条（生存権）の各条項に違反するから、本件処分は取り消さるべきであると主張した。

これに対し、本判決は判旨2に引用したように、憲法に違反するものでないとした。その理由は以下のとおりである。

まず、憲法の規定、とくに基本的人権の規定が外国人に対しても適用されるかどうかという問題がある。憲法の第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と規定しており、ここでの国民とは日本国民を指すものと解されている⁸⁾。しかし、判例・通説とも憲法の「第3章 国民の権利及び義務」（第10条～第40条）の規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみを対象とされるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶと解しており（最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決）、本判決もこのことを是認している。

それではつぎに、社会保障の権利について規定した憲法第25条の規定が、外国人に対しても適用されるか否かが問題となる。

この問題について本判決は、まず憲法第25条の法的性格を検討しているが、それはほぼ堀木訴

訟の最高裁判所判決（昭和57年7月7日大法院判決）⁹⁾を踏襲するものであり、つぎのように述べている。憲法第25条の「規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定は、立法府の広い裁量にゆだねられており、それが著しく合理性を欠き明らかに裁量の逸脱・濫用と見ざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断するのに適しない事柄であるといわなければならない」。

そして、つぎに本判決は、憲法第25条を受けた社会保障施策の一環としての国民年金法の国籍要件が、「生存権の理念に照らして著しく合理性を欠き、明らかに立法府に与えられた裁量権を逸脱・濫用している」かどうかについて種々検討を加え、つぎのように結論づけている。

「わが国が、憲法上、まず、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する責務を負う者は日本国民であって外国人ではなく、外国人に対しては、条約の締結等の事由が生じてはじめて右責務を負うことになるといわなければならない。」

憲法第25条の生存権が保障されるのは日本国民だとする本判決の趣旨は、従来の学説・判例を踏襲したものといえる。たとえば、通説とみられる宮沢俊義はつぎのように述べている（『憲法Ⅱ（新版再版）』有斐閣、昭和49年、241頁）。

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利…は、基本的人権の性格を有するとされるが、それを保障することは何より、各人の所属する国の責任である。日本が社会国家の理念に立脚するとは、日本が何よりもまず日本国民に対してそれらの社会権を保障する責任を負うことを意味する。外国人も、もちろん、それらの社会権を基本的人権として享有するが、それを保障する責任は、もっぱら彼の所属する国家に属する。」

また、提出制の国民年金老齢年金の国籍要件が合憲か違憲かをめぐって争われた金訴訟の第1審判決・控訴審判決および豊田訴訟の第1審判決においても、国籍要件の合憲性は是認されている¹⁰⁾。

以上の憲法第25条の法的性格および同条の外国人適用に関する考え方を受けて、本判決はつぎのように結論づけている。

「法が国民年金の対象者を日本国民に限り外国人に及ぼさなかったことが憲法25条の理念に反するもの、もしくは立法府が裁量権を逸脱又は濫用したことによるものということはできず、むしろ、法の国籍要件の定めは国会の裁量の範囲内のものであるといえることができる。また、右の定めは、外国人の基本的人権を認めず、あるいは外国人を個人として尊重しないことになるものでもない。」

以上のような憲法第25条の解釈は、その第1項第2項を分離して解釈するものではない。第1項第2項を一体的に解釈する一体論の問題点の筆者による指摘は、注9)の拙稿を参照されたい。なお、本件訴訟の第1審判決は分離論に立っている。

3 国籍要件と憲法第14条第1項

憲法第14条第1項は、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定している。そこで、障害福祉年金を外国人に支給しないとすることが、この憲法第14条第1項に違反しないかどうか問題となる。

まず、憲法第14条第1項が定める法の下での平等については、「国民に対して絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは何ら右法条の否定するところではない」というのが確立した判例となっている（最高裁判所昭和39年5月27日判決、同昭和45年6月10日判決）。

本判決はこれを受けて、つぎのように述べている。

「憲法14条1項は、直接には日本国民を対象とするものではあるとはいえ、その認める法の下での平等の原則は、特段の事情の認められない限り、外国人に対しても及ぶべきものと解するのが相当ではあるが、法の下での平等の原則は、現実の具体的な人間の間に存する差異を一切無視した絶対的な平等の取扱を要求するものではなく、事柄の性質に応じて日本国民と外国人との間あるいは日本国

民相互の間に一般社会観念上合理的と認められる差別を設けることは、なんら法の下の平等の原則に反するものではない。」

そして本判決は、障害福祉年金を日本国民には支給し外国人には支給しないとすることが不合理なものであるかどうかを、Xの主張に沿って逐一検討を加え、この差別が不合理な理由によるものでないと結論づけている。

前記の金訴訟や豊田訴訟の判決も、国民年金法の国籍要件は憲法第14条第1項に違反するものではないとしており、立法論としてはともかく憲法の解釈としては妥当な結論であると考えられる。

4 国籍要件と条約

Xは、障害福祉年金を外国人に支給しないことが、さまざまな条約や国際法規に違反すると主張した。

憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と規定しているが、条約の法規範性についてはさまざまな意見が分かれている（小林直樹『〔新版〕憲法講義下』東京大学出版会、昭和56年、519頁以下等を参照）。まず、国内法と国際法とを一つの統一的な法秩序をなすものとしてとらえる一元論の立場と、それぞれ異なった妥当根拠に立つ独立・別個の法秩序だとみる二元論の立場がある。この一元論の立場をとるにしても、国内法と国際法のどちらに優位が認められるかによって、国内法優位説と国際法優位説に分かれる。さらに、憲法と条約との関係についても、憲法優位説と条約優位説に分かれている。

本稿では、これらの問題に立ち入らず、国会で承認された条約のうち、障害福祉年金の国籍要件に関連する規定を含む条約について、その国籍要件が条約に違反するかどうかを検討したい（なお、Xは国会で承認されない条約などについても言及しているが、これについては本稿では割愛する。）。

（1）国際人権規約

いわゆる国際人権規約というのは、A規約と呼ばれている「経済的、社会的及び文化的権利に関

する国際規約（昭和54年条約第6号）」と、B規約と呼ばれている「市民的及び政治的権利に関する国際規約（昭和54年条約第7号）」に分かれている。このA規約の第9条は「この規約の締約国は、社会保険その他の社会保障についてのすべての者の権利を認める。」と規定し、第2条第2項が「この規約の締約国は、この規約に規定する権利が人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位によるいかなる差別もなしに行使されることを保障することを約束する。」と規定していることから、障害福祉年金についての国籍要件がこの条約に抵触するかどうかが問題となる。

この問題について本判決は、「同規約は、後記のとおり、その内容がそのまま国内法と同様に適用せしめられる種類の条約ではなくして、その内容を実施するためには立法手続を要する種類の条約であって、直接裁判規範とはなり得ないものであり、直ちに法の効力に影響を与えるものではないから、法に従ってなされた本件処分を違法ならしめるものではな」と判示している。

条約にはその内容がそのまま国内法と同様に通用せしめられるいわゆる self-executing な条約と、国内的にその内容を実施するには立法手続を要するいわゆる non-self-executing な条約がある（小林直樹、前掲書、533頁）。本判決は後者と解した¹¹⁾が、その根拠を同条約の第2条第1項の「この規約の締約国は、立法措置その他すべての適当な方法によりこの規約において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、自国における利用可能な手段を最大限に用いる」に求めている。またこの規定が、この条約において認められる権利に関し漸進的に達成すれば足りることを明らかにし、即時に内外人平等待遇を実現しなくても同条約違反にはならないことを本判決は判示している。

（2）在日韓国人の法的地位協定

Xは帰化前は韓国籍にあったが、日本と韓国との間には「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（昭和40年条約第28号）が締結されている。

その第4条において、日本に永住を許可されている大韓民国国民に対する生活保護および国民健康保険について、妥当な考慮を払うものとするものが規定されているが、国民年金については規定されていない。したがって、障害福祉年金を大韓民国国民に支給しないこととしても、本条約に違反するものではない。

(3) ILO 102号条約

「社会保障の最低基準に関する条約」(第102号)(昭和51年条約第4号)の第12部第68条1は、「外国人居住者は、自国民居住者と同一の権利を有する。」と規定している。ただし、同項ただし書は「専ら又は主として公の資金を財源とする給付又は給付の部分及び過渡的な制度については、外国人……に関する特別な規則を国内の法令で定めることができる。」と規定している。また、わが国は部門別批准を認めている同条約第2条(b)に基づき、第3部(傷病給付)、第4部(失業給付)、第5部(老齢給付)および第6部(業務災害給付)しか批准しておらず、第9部(廃疾給付)は批准していない。したがって、障害福祉年金を外国人に支給しないこととしても、同条約違反の問題は生じないと考えられる。

なお、本判決はわが国が同条約の第12部(外国人居住者に対する均等待遇)を批准していない旨述べているが、これは誤りである。同条約第2条は、同条約の第2部から第10部までの三部門を選択することはできると規定してはいるが、第12部門は必ず履行しなければならないとされているからである¹²⁾。

(4) 難民条約

注4)で引用したように、難民条約は社会保障に関して日本国民と同様な待遇を難民に与えることを規定している。しかし、同条約が規定する保護は同条約に定める難民に限られ、しかも社会保障については第24条1(b)(ii)で、公の資金から全額支給される給付の全部または一部については特別の措置をとることが認められている。したがって、障害福祉年金を難民でないXに支給しないこととしても、同条約に違反することはないと解される。

(注)

1) 廃疾認定日や廃疾という用語は、「障害に関する用語の整理に関する法律」(昭和57年法律第66号)により、昭和57年10月1日から障害認定日や障害という用語に改められた。しかし、本件訴訟はこの法律による改正前の国民年金法をめぐる争いなので、本稿では改正前の用語を用いた。

2) 国民年金法第101条は、給付に関する処分に関し、社会保険審査官に対する審査請求および社会保険審査会に対する再審査請求ができる旨を規定し、同法第101条の2はその処分の取消しの訴えに関し社会保険審査会による裁決前置主義を規定している。

3) ただし、アメリカ人については「日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約及び関係文書」(昭和28年条約第27号)により内国民待遇が与えられ、国民年金についても加入できた。同条約第3条第2項はつぎのように規定している。

「本条1に規定する権利及び特権の外、いずれの一方の締約国の国民も、他方の締約国の領域内において、(a)老齢、失業、疾病若しくは身体障害による賃金若しくは所得の喪失又は(b)父、夫その他自己を扶養する者の死亡による経済的扶助の喪失に対し経済上の需要を個別的に審査しないで給付を行う強制的な社会保障制度を定める法令の適用について、内国民待遇を与えられる。」

なお、アメリカ人の適用については、つぎのような内容の通知が出されている。

(1) 日本国に居住するアメリカ人の適用については、自主的に資格取得届を提出してきたものを受理する程度にとどめられたい(昭和35年9月12日年国発第38号)。

(2) アメリカ人の適用については、駐留米軍の適用はせず、米人教師、牧師等に対する適用についてのみ考慮するべきものである(昭和35年9月21日年国発第48号)。

(3) 第57条第1項の規定により法第56条第1項各号の要件に該当するものとみなされることにより支給される障害福祉年金および法第80条から法第82条までの規定により支給される福祉年金は、被保険者資格とは無関係に行われる給付であるから、これについては、アメリカ合衆国の国民は、内国民待遇を与えられない(昭和34年7月19日年発第91号)。

4) 「難民の地位に関する条約」(昭和56年条約第21号)および「難民の地位に関する議定書」(昭和57年条約第1号)をいう。前者の第24条1は「締約国は、合法的にその領域内に滞在する難民に対し、次の事項に関し、自国民に与える待遇と同一の待遇を与える。」と規定し、「次の事項」として「社会保障(業務災害、職業病、母性、疾病、廃疾、老齢、死亡、失業、家族的责任その他国内法令により社会保障制度の対象とされている給付事由に関する法規)」が掲げられている。

- 5) わが国社会保障制度の外国人適用の問題や整備法による国籍要件の撤廃の問題については、拙稿「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Vol. 18, No. 4, Spring 1983, 河野正輝「外国人と社会保障——難民条約関係整備法の意義と問題点——」『ジュリスト』No. 781, 1983年1月1日号などを参照。
- 6) 整備法附則第5項はつぎのように規定している。
「この法律による改正前の国民年金法による福祉年金が支給されず、又は当該福祉年金の受給権が消滅する事由であって、施行日前に生じたものに基づく同法による福祉年金の不支給又は失権については、なお従前の例による。」
- 7) 「われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」
- 8) 宮澤俊義著・芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』日本評論社、昭和56年8月31日、第2版（全訂版）第5刷、192頁。
- 9) 堀木訴訟および憲法第25条の法的性格に関する筆者の見解については、拙稿「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Vol. 18, No. 2, Autumn 1982, 参照。
- 10) ただし、金訴訟控訴審判決は、原告、控訴人が長年保険料を納めていたことなどを理由として、信義衡平の原則により控訴人勝訴の判決を下した。なお、金訴訟第1審判決および豊田訴訟第1審判決については、拙稿「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Vol. 18, No. 4, Spring 1983, および小林武による評釈『判例評論291号』50, 『判例時報1070号』昭和58年5月1日号参照。金訴訟控訴審判決については、

拙稿「社会保障法判例」『季刊社会保障研究』Vol. 19, No. 4, Spring 1984, および荒木誠之「国籍と年金受給権——金訴訟控訴審判決の意義——」『ジュリスト』No. 804, 昭和58年12月15日号参照。

- 11) これに反し、小林直樹の前提書531頁や芹田健太郎（編訳）「国際人権規約草案註解」昭和56年のしがきは、国際人権規約が自動執行的性格をもつ限り、その規定と抵触する国内法規定は、憲法律でさえとその効力を失うこととなると述べている。
- 12) なお、第5部（老齢給付）をわが国は批准したが、当時国民年金法には国籍要件が設けられていた。しかし、わが国がILO 102号条約を批准することにあたって考慮されたのは、健康保険法、雇用保険法、厚生年金保険法および労働者災害補償保険法の四法であり、これらはいずれも外国人居住者についても日本人と均等に待遇しており、特段の問題はないと解されていた。

参考文献

本件訴訟の第1審判決について触れているものとして、つぎの文献がある。

- 〔1〕 松永 努「原告の敗訴に終わった『塩見年金訴訟』だが——『国』と『年金』論議の引き金に」『厚生福祉』昭和55年11月8日。
- 〔2〕 小川政亮「社会保障と国籍」『法律時報』53巻7号、昭和56年6月。
- 〔3〕 浦部法穂による本件第1審判決の評釈『判例評論270号』76, 『判例時報1004号』昭和56年8月1日。
- 〔4〕 阪本昌成・横藤田誠「憲法」『法律時報』54巻1号、昭和57年1月。

（ほり・かつひろ 社会保障研究所調査部長）

社会保障研究所研究叢書の刊行予定

昭和58年度～昭和59年度の研究課題「医療システムの有効性と効率性に関する研究」の研究成果が、研究叢書16『医療システム論』として昭和60年9月に、また昭和60年度～64年度の研究課題「21世紀の社会保障に関する研究」昭和60年度研究成果が、研究叢書 No. 17『社会保障研究の課題』として昭和60年度末に刊行を予定いたしております。

社会保障研究所